

(資料3)

小牧市篠岡児童館の指定管理者の導入について

1. 指定管理者

団体の名称 特定非営利活動法人 10人村
 団体の住所 小牧市桃ヶ丘一丁目36番地37
 代表者 理事長 虫明達夫

2. 指定期間

平成23年4月1日から平成27年3月31日

3. 指定管理後の変更点

	現在	指定管理導入後
休館日	月曜日、祝日、12月28日～1月4日	水曜日、12月28日～1月4日
開館時間	午前9時30分～午後5時30分	午前9時30分～午後5時30分 ただし、中学生は午後7時まで、高校生が午後9時まで。図書室、遊戯室を開放します。

4. 審査基準、評価結果

審査基準	具体的な審査の視点	採点			
		A	B	C	D
1 事業の遂行能力	財務諸表	184.5	166.5	171	171
	事業所の位置				
	職員配置				
	同種・類似業務の実績				
2 管理運営の基本コンセプト	児童福祉・子育て支援に関する考え方(児童館)	166	144	148	194
	指定管理者による管理運営の基本的考え方				
	行政との連携				
	地域との連携				
3 施設管理・経営管理計画	利用者へのサービス提供内容計画	82	76	74	75
	管理開始前の計画				
	経営管理計画				
4 維持管理計画	施設管理体制全般に対する考え方	68	74	74	70
	建築物の保守管理計画				
	清掃管理計画				
	設備・備品の考え方・対応力				
5 施設管理運営状況の確認	業務履行確認	29	31	29	31
6 収支計画	モニタリングの考え方	97	93	104	103
	収支見積もりの妥当性				
7 独自提案	独自提案	37	28	31	42
合計		663.5	612.5	631	686